

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 22
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(5) 育児・介護休業等の取得促進	
細項目	④ 企業の中核を担う労働者が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐため、労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行う事業主に対する支援の強化を図る。	
該当施策名 (事業名)	両立支援等助成金(介護離職防止支援助成金(仮称))	
当該施策の背景・目的	年間約10万人の労働者が家族の介護や看護を理由として離職し、企業にとって大きな損失となっている。 このような状況の中、「新・三本の矢」(平成27年10月7日閣議決定)において、「『介護離職ゼロ』の実現を目指し、「仕事と介護が両立できる社会づくりを加速する」とされており、仕事と介護の両立は政府が掲げた喫緊の課題となっている。 以上から、労働者の仕事と介護の両立支援を推進するため、現行の「介護支援取組助成金」及び「育児・介護支援プランコース」を整理・統合し、仕事と介護の両立を総合的に支援する助成金として見直しを行い、介護離職ゼロの実現を目指す。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: - 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: 1,010,600 千円 29年度要求予算: 1,326,228 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組により仕事と介護の両立に資する職場環境を整備し、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者や介護のための所定外労働の免除制度等の利用者が生じた事業主に支給する。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室	

介護離職防止支援助成金（仮称）

28年度2次補正予算額(案) 10.6億円
 (28年度当初予算額 ー 億円)
 【労働保険特別会計】

「介護離職ゼロ」の実現のため、厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組により仕事と介護の両立に資する職場環境を整備し、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者、介護のための時差出勤制度等の利用者が生じた事業主に助成金を支給する。

支給要件：①～④の要件を満たした事業主に支給 1 事業主 2 回まで（無期雇用者 1 回）、期間雇用者 1 回）

①職場環境整備

「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組を実施

- ①仕事と介護の両立に関する実態把握（アンケート調査の実施）
- ②制度設計・見直し
- ③介護に直面する前の従業員への支援（研修の実施、制度の周知）
- ④介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置・周知）

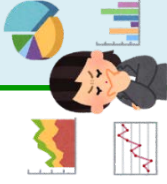


要介護者

介護支援プランの策定

介護休業を取得するプラン

介護休業以外の両立制度を利用するプラン



②介護支援プランの策定・導入

介護休業

介護休業
1か月以上取得

- ・初期面談
- ・業務の整理、情報共有
- ・連絡体制の整備

- ・職場の情報提供
- ・復帰前後の面談
- ・原職復帰

大企業 40万円
 中小企業 60万円

③制度利用

④継続雇用

制度利用後1ヶ月

介護のための両立支援制度

時差出勤制度等の利用
3か月以上

大企業 20万円
 中小企業 30万円

- ・初期面談
- ・次のいずれかの制度を3か月以上利用
時差出勤、所定外労働時間の免除・深夜業の制限

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 23
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(5) 育児・介護休業等の取得促進	
細項目	④ 企業の中核を担う労働者が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐため、労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行う事業主に対する支援の強化を図る。	
該当施策名 (事業名)	仕事と介護の両立支援事業	
当該施策の背景・目的	平成27年10月7日に閣議決定された「基本方針」における「新・三本の矢」においては、「介護離職ゼロ」の実現を目指し、仕事と介護が両立できる社会づくりを加速することとされたことから、介護離職の未然防止と介護を行っている労働者の継続就業を促進する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 52,794 千円
		28年度一次補正予算: - 千円
		28年度二次補正予算: - 千円
		29年度要求予算: - 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	平成27年度に改訂した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進を図るとともに、育児と異なり、急な対応が必要となることが多く、介護を行う期間・方策も様々であるという介護の特質を踏まえ介護に直面し、休業を取得する労働者が発生した場合の企業の対応モデルとなる「介護支援プラン」モデルを構築し、その周知を図る。また、労働者に対しては、仕事と介護を両立するための仕組みを活用して就業継続している事例を収集し、周知する。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室	

仕事と介護の両立支援事業

現 状

- ◇ 働き盛り世代の家族介護者が今後5年で急増
団塊世代が70歳代に突入し、要介護状態になる可能性が高まる。
- ◇ 介護の突発性と多様性への対応が困難
介護は育児とは異なり、突発的に発生し、期間も不明確である。
- ◇ 介護離職した労働者の補充等が困難
家族介護をする世代は企業の中核を担う40・50代であり、離職による補充が困難である。

課 題

- <企業>
 - ◆中核を担う人材の離職などを防ぎ、従業員が仕事と介護を両立するための取組
 - ◆介護に直面する労働者が生じた場合の具体的な取組
- <労働者>
 - ◆仕事を辞めずに介護と両立するための仕組みについての情報提供
 - ◆周囲の理解を得て、制度を利用しやすい職場風土作り

25年度

- 介護離職を予防するための「職場環境モデル」を策定し、仕事と介護の両立支援研修を開催
- 仕事と介護の両立事例を作成

26年度

- 前年度に策定した「職場環境モデル」導入実証実験の実施（100社対象）
- 企業及び労働者の課題を踏まえて上記モデルを改定し、「仕事と介護の両立支援対応モデル」を作成

27年度

【企業向け】

- ① 介護離職を予防するための「仕事と介護の両立支援対応モデル」の充実
介護離職が多い業種の両立支援の取組事例を収集し、取組内容を踏まえ、モデルの充実を図り、新たな事例を加えたモデルの冊子を作成・配布
- ② モデルの周知・広報
モデルを普及させるため集合研修を実施

【労働者向け】

- ③ 介護休業、短時間勤務、介護休暇等の制度を活用して継続就業している労働者の事例収集・周知
- ④ 広く一般向け

- ④ 仕事と介護の両立に向けた情報を提供（シンポジウムの開催）

※事業の実施に当たっては（一社）介護支援専門員協会から検討委員を派遣してもらい、周知・広報の際にも協力依頼する。

28年度

【企業向け】

①「介護支援プラン」のモデル構築（新規）

「仕事と介護の両立支援対応モデル」により取組を行う中で、介護に直面する労働者が生じた場合に、介護休業取得及び休業取得後も安心して働くことができる雇用環境の整備に向けて、個々の労働者のニーズに応じた両立支援に活用できる「介護支援プラン」モデルを構築。

②「介護支援プラン」のモデルの普及促進（拡充）

「仕事と介護の両立支援対応モデル」に加え、①で構築したモデルを活用し、人事労務担当者等を対象に、研修を実施。

【労働者向け】

- ③ 介護休業等の制度を活用して仕事と介護を両立している労働者の事例の収集・周知（拡充）

【広く一般向け】

- ④ 仕事と介護の両立に向けた情報を提供

シンポジウムの開催



仕事と介護の両立支援

<シンボルマーク・トモニン>

「仕事と介護の両立支援対応モデル」とともに「介護支援プラン」モデルを構築・普及することにより、
個々の労働者のニーズに応じた支援を容易にし、仕事と介護が両立できる職場環境の整備を促進

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所			通し番号 24
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍		
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革		
小項目	(6)男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成		
細項目	① 男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。		
該当施策名 (事業名)	男性の家事・育児等参加応援事業		
当該施策の背景・目的	○男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。 計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。(現状67分) ○平成28年5月にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定した「女性活躍加速のための重点方針2016」では、「男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。」こととされました。		
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正	
		税制改正要望	
	○	予算	
		28年度当初予算:	13,313 千円
		28年度一次補正予算:	- 千円
		28年度二次補正予算:	- 千円
	29年度要求予算:	17,220 千円	
		機構定員要求	
		その他(具体的に)	
当該施策概要	○男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ(結婚、妊娠、出産期など)、多様な価値観を持つ男女に興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催します。 ・基調講演、パネルディスカッション(メイン会場) ・ワークショップ、トークセッション(サブ会場) ・専門家によるライフプランの設計や、民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展 ○インターネット等の啓発広報を展開します。 ○上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成します。		
担当府省庁	内閣府		
	男女共同参画局総務課		

＜目的＞

男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。

計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。(現状67分)

平成29年度事業内容（案）

- ▶ 啓発キャンペーンとしてのイベントを開催。
 - ・ 基調講演、パネルディスカッション（メイン会場）
 - ・ ワークショップ、トークセッション（サブ会場）
 - ・ 専門家によるライフプランの設計や、民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展
- ▶ インターネット等の啓発広報を展開。

上記の施策を実施して総合的に推進し、国民の気運を醸成する！

【参考】 女性活躍加速のための重点方針2016（平成28年5月20日：すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革

(6) 男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成

- ① 男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 25
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(6) 男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成	
細項目	② 家事・育児等に男性が参画できるような環境の整備など働き方の変革につながった企業の先進事例の収集を行い、積極的に発信することで企業における取組の促進を図る。	
該当施策名 (事業名)	企業等におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査研究及び情報提供	
当該施策の背景・目的	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例や取組のノウハウ等の情報を提供していくこと」とされている。また、昨年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「男性が家事・育児・介護に参画等するための環境整備や情報の提供等の支援を行う」とされている。 こうした必要性を踏まえ、内閣府では、様々な主体における、仕事と生活の調和の取組状況等について、専門的かつ多角的な観点から分析を行い、啓発用ツールとして好事例集を作成する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 7,732 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	ワーク・ライフ・バランスに関する好事例が認められた企業等を対象に、その後の取組状況を把握し、取組の継続や従業員への浸透状況、働き方や生産性の変化等を調査研究する。また、その内容について、啓発用ツールとして好事例集を作成する。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課	